

学 位 論 文 題 名

現代中国相続法の原理

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、伝統的中国法、西欧近代法、ソビエト社会主義法など多様な法系・法的伝統が混然となって形成される現代中国法の重層的構造を、財産相続法という具体的な領域に即して解きほぐすことを最大の目的とする。具体的には法規・紛争解決事例・法理論・社会経済的背景（家族および個人財産など）の検討をつうじて、①遺産継承のルールを根底において規定している原理的価値を抽出し、中国法制史を縦軸、比較法を横軸とする座標軸上に位置づけること、②現代の相続法が中国の伝統を色濃く残しているとすれば、それはいかなる要因が作用しているからなのかを説明すること、③相続法を紛争解決の基準としてみた場合、法の構造上・運用上、どのような独自の性格があり、それは何によって規定されているかを解明すること、を目指すものである。こうした課題を設定したのは、第1に法の運用実態や具体的法適用の有り様を分析の対象としてこなかった従来の中国法研究の欠を補う意味があること、第2に帝制中国の家族法原理が、社会主義中国においてどのように変容し、また変容していないのかを示すことは、アジアにおける伝統と社会主義の相克を眺める恰好の素材であること、第3にわが国でも近時いわゆる対価的相続意識が広がり、高齢化社会を控えて相続法を見直す動きが現れているが、その際同居型扶養を共有する中国法の解決が参考となりうると考えたからである。

はじめに建国以後の社会主義相続法としての独自の理論、中国の学者が展開する基本原則にかんする議論を紹介・検討した。つぎに解放区にはじまり1985年に相続法が制定されるまでの法源形成過程をあとづけ、裁判実践の中で法院が主導的に作出した具体的な処理基準が、しだいに法典へ結実していった様子を明らかにした（第一章）。ついで、相続の対象となる個人財産にかんする法制度・実態を素描する。個人財産は多くの場合、家族ないし夫婦共有財産として存在し、伝統的な「同居共財」型の財産制が継続しているため、先に家産分割を行い、その後相続すべきであることが強調されるなど、独特の現象が見られた。消極財産にかんしては限定承継を原則とするが、債務にも「同居共財」の原理が及ぶし、個人債務の範囲を限定的に解するので、相続債権者の保護にそれほど薄い訳ではない（以上、第二章）。

第三章では、最も普遍的に適用されている法定相続の制度と運用を扱う。法定相

統の根拠として婚姻関係、血縁関係のほかに、扶養関係を加え、扶養義務と相続の権利を表裏一体のものにとらえる。そのため法令・学説の間には若干揺れも見られたが、法定相続人の範囲は狭く限定される傾向があった。配偶者については、寡婦が亡夫を相続した後再婚することには伝統的意識にねざした抵抗感が強く、いかにこれを現実のものとするかが課題となってきたこと、事実婚や重婚にもとづく「夫婦」にも、場合によっては互いに相続を認めてきたことなどが明らかとなった。子については嫁いだ娘の相続権侵害がいまも続いている。伝統法を排して、50年代から通常の相続人のほか、死亡した配偶者の父母を扶養した嫁・婿を相続人とし、老人の家族内扶養にインセンティブを与えてきた。養子については、事実上相互に扶養関係があれば相続権を認めるため、「香火」を絶やさぬように同宗から立てられた「嗣子」にも法の保護が与えられることがあった。すなわち、封建的宗祧相続と批判される「過継」の風習は、合法のお墨付きを得て、現代に再生し、女子の相続権侵害などの弊害をもたらすという構造が浮き彫りになった。共同相続人は配偶相続人、血族相続人の別なく、一律均分に相続するのが原則ではあるが、被相続人から扶養されていたり、逆に扶養していた場合には相続分の調整が行われるので、実際には条件つき均分主義が採られていることになる。また実務では、相続分を分数的に確定するという段階を踏まずに、いきなり調整要件を総合的に考慮して遺産分割を論じている。相続人の要扶養の切迫性、遺産の規模によっては、相続債務の弁済よりも相続人への給付が優先する。

第四章では、はじめに遺言法の形成過程、理論的位置づけ、遺言相続人となりうる者の範囲にかんする整理を行った。遺言の有効要件として、国家・党の政策、社会主義道徳に違反していないことが上げられ、実務では「情理」に反する遺言の扱いに苦慮している。遺言の要式はそもそも緩やかな方式を用意していることに加えて、真意さえ確保されていると判断されれば、形式的な違背にこだわらずに有効としてしまう。形式的に法定相続分の一定割合を保証する遺留分制度はなく、相続人が要扶養状態にある場合に、生活保障に必要な限度で遺言の効力を否定するという独自の方法で遺言の自由を制限している。

上記二つの主な遺産継承方法以外にも、さらに二つのルートが用意されており、その制度の趣旨・歴史・運用の実態を検討した（第五章）。ひとつは、被相続人と扶養提供者（集団所有制組織、相続人以外の第三者）の意思の合致によって、生前扶養と死後の相続を明確な双務的契約関係に高める遺贈扶養取決めである。これは農業集団化以来、農村で行われてきた生活保障のための「五保戸」制度が、遺産処理方法の一つとして相続法に合流したのであり、これで相続法の生活保障法化が一層濃厚となった。このほか相続人以外の者でも被相続人から扶養されていた者と、被相続人を扶養していた者には、諸般の事情を考慮して適度な遺産が分与される。

とにかく扶養という事実上の関係だけを根拠する、ケース・バイ・ケースの遺産分与であり、伸縮自在な一般条項として重宝されている。

以上の検討から、建国以来の制度と運用は以下の三つの基本理念に支えられていることが結論として得られた（第六章）。法はまず、遺族の具体的生活を保障することを旨として設計・運用され、遺産を原資とした生活保障実現のための法技術としての側面を強くもつ。法定・遺言相続、そのほかの遺産継承方法が最優先に実現しようとする価値は、生活保障である。これはソ連法からの影響があるほか、「家産」が担う共同受益機能を伝統社会から受け継いだこと、公的扶養の不足を補う現実的必要性に迫られたことで、圧倒的な支配力をもつに至った。ついで、法は生前被相続人を扶養した者により多くの遺産を継承させるという方向で、生前扶養と死後の相続を密接に連結し、相続を扶養に対する報酬のように位置づける。相続法は私的扶養促進のための餌となり、かつ鞭ともなる行為規範として期待される。法定相続の各場面では扶養対価的に遺産の配分がなされるよう制度が作られているばかりか、運用や解釈にあたって十分に配慮され、人々の意識・行動にもこの理念が貫徹している。意思によってこの両者を法的に結びつける遺贈扶養取決めという制度まで生み出した。この理念を本稿では「扶養－相続対価の原理」とよぶことにした。最後に、個人による所有の確立を前提に、その所有秩序を維持・継続させるという論理、個人的（私的）所有権保護の原理を共有している。遺産処分の自由が制限されるのは生活保障原理を侵す場合だけであり、自由の幅は比較法的にも広いほうに属し、近代的財産相続法の一員であることは疑いがない。かくして現代中国相続法は、近代法の系譜を引きながら、ソ連法の生活保障法的性格を肥大させたうえで、中国に伝統的な家族関係を維持する目的をも背負わされた複雑な混合物であることが分かった。

伝統法から理念・制度を受け継いでいるのは、①儒教的倫理観への執着、②社会主義イデオロギーによっても正当化され、お墨付きを得ていること、③家族扶養の役割を減じさせる公的保障の基盤がないこと、によると考えられる。しかしこれが、克服されなければならない否定的な現象や意識までも温存・蘇生させるという自己矛盾的構造を孕むことにも注意したい。紛争解決基準としての相続法には、ルールそのものと運用方法における二重の柔軟性が見られ、紛争の解決は、国家・社会の利益や「情理」にも配慮した全面的な視野からの人間関係の調整として存在している。こうした法の在り方が、伝統的な「人治」を許す原因をなしているのではないのかという感触を得たが、本稿ではこれを十分に論証しきるまでには射程が及んでいない。

学 位 論 文 審 査 の 要 旨

主 査 教 授 小 川 浩 三
副 査 教 授 高 見 勝 利
副 査 教 授 吉 田 克 己

本論文の課題は、伝統的中国法、西欧近代法、ソヴィエト社会主義法などの多様な法系、法的伝統などが複雑に絡み合った現代中国法の重層的構造を、相続法に即して明らかにすることである。

分析の視角は、西洋近代法およびソヴィエト法との横の比較、ならびに、伝統中国法との縦の比較、したがって、比較法的・法史的なものである。

分析の対象は、立法あるいは彼地の学者の著作に限らず、判決例あるいは法律相談などの実務の成果にもおよび、これらの分析を通して、運用の実態をも明らかにしようとしている。

以下、第一章では、解放区以来1985年の相続法制定までの法源形成過程が、特に法院の具体的準則形成活動と関連させながらたどられている。

第二章では、相続の対象となる財産の特定の問題が扱われ、そこでは主として、個人財産の家族あるいは夫婦共有財産（「同居共財」）からの分離が論ぜられている。

第三章では、法定相続が取り上げられ、その比較法的特色として、扶養関係（相続人の扶養義務、被相続人から扶養を受けていた者の保護）の重視、重婚的なものも含めた内縁および事実上の養子といった、法定の手続を踏まない事実上の関係にある者にも相続権が認められること、相続分は配偶者も含めて一律均分を原則とすること、相続にあたっては相続分の割合を確定することなく、個別財産の分配に進むこと等が明らかにされている。

第四章では、遺言法が論ぜられる。そこでの特色として、形式面では、方式要件がそもそも緩やかな上に、運用で方式違背の場合でも真意が確保されていれば有効とされるといったこと、また、内容面では、遺留分制度はなく、したがって遺言の自由は広く認められているが、相続人の要扶養性の程度に応じて制限されるといったことが、挙げられている。

第五章では、その他の遺産継承方法が論ぜられ、それには、双務契約的な遺贈扶養取決め、相続人以外の者への被相続人との扶養関係に基づく遺産分与といったものがあり、総じて生活保障への配慮が指摘されている。

以上の各論的な分析をふまえて、第六章では、こうした法実務を支えている三つの基本理念が抽出され、それらの由来、相互関係、それを可能にする社会的背景が考察される。まず、第一の最優先の理念は、生活保障である。これは、ソ連社会主義法の影響のほかに、伝統社会の「家産」の共同受益機能を受け継いだものと評価できる。第二の理念は、「扶養—相続対価的原理」であり、これも、伝統社会から受け継いだものである。第三の理念は、私的所有権保護の原理であり、この点で、中国相続法も西欧近代法的な相続法の一員であると解される。このようにして、現代中国相続法は、「近代法の系譜を引きながら、ソ連法の生活保障的性格を肥大させたうえで、中国に伝統的な家族関係を維持する目的をも背負わされた複雑な混合物」と評価される。ここで確認できる伝統法の影響の強さの原因として、①儒教的倫理観への執着、②社会主義イデオロギーによる正当化、③公的生活保障の基盤のなさが、指摘されている。本論文は、以下の点で学界に貢献するところ大であると評価できる。

第一に、従来の中国法研究が法理論あるいは憲法理論に片寄っていたのに対して、民法法を分析することで、法と社会との関係を探究するうえでより有益な素材を提供でき、その分析結果もその理解を大いに促進した。

第二に、分析の対象が判決例、法律相談例といった実務的なものにも及んでいるため、中国における法の運用の実態がより明らかになった。

第三に、得られた知見についていえば、とりわけ生活保障の理念に関連して、社会主義法と伝統法文化との相補的な関係の指摘は、重要である。これは、社会主義法の研究にとって重要であるばかりでなく、西欧近代法（資本主義法）のアンチ・テーゼとしてこの法を研究してゆくうえでも示唆するところ大であると考えられる。

第四に、紛争解決の態様に関する比較法的研究において中国的手法はしばしば指摘されるが、これについて具体的イメージを与えており、この点での貢献も大きい。

総じていえば、単なる「立法の比較」を越えた比較が現代の比較法学の課題だとすれば、中国法研究は、まさに本論文においてこの水準に到達したということができ、その意味で研究史上きわめて大きな意義をもつと評価できる。よって、著者は、法学博士の学位を授与される資格あるものと認める。